

東日本大震災 震災対策検証委員会報告書 (概要)



津波発生直後の状況(岩手県九戸郡野田村)



道路被害の状況(宮城県牡鹿郡女川町)

岐阜県震災対策検証委員会

1. 検証の目的と方針、検証手順について

目的

- ・平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により明らかになった震災対策の現状と課題を洗い出すとともに、岐阜県で大規模震災が発生した場合を想定し、岐阜県として教訓とすべき事項を検証した。
- ・防災体制の基本計画である「岐阜県地域防災計画」及び「岐阜県地震防災行動計画」の両計画、並びに「岐阜県地震災害等医療(助産)救護計画」など、岐阜県の防災体制・防災対策が適切であるか総点検を行うことを目的とした。

方針(着目点)

- ・検証の着目点として、まず東日本大震災で発生した特徴的な災害(複数県に被害が及ぶ「超」広域災害となった津波、液状化現象、原子力災害)の検証(総点検)を行う。
- ・特に、近い将来、岐阜県を含む東海地方において、今回の地震と同じメカニズム(海溝型地震)で発生が予測されている「東海・東南海・南海連動地震」の岐阜県への影響を検証(総点検)し、岐阜県の防災体制や防災対策への提言を行う。
- ・また、岐阜県には活断層が多く存在することが明らかになっており、過去にも大規模な内陸型地震の経験があることから、海溝型地震より局地的ながら甚大な被害をもたらすと予測されている内陸型地震対策についても、あわせて検証する。

検証手順(問題点の整理)

- ・東日本大震災における特徴的災害に着目し、更に震災対策等の具体的な検討内容が多岐にわたることから、「予防対策」、「応急対策」、「復旧対策」の3つのフェーズに区分して、課題と対策の見直しについて整理した。さらに、検証項目ごとに、「東日本大震災の現状と課題」、「岐阜県として教訓とすべき事項」を整理したうえ、「岐阜県の防災体制・防災対策への提言」をまとめた。

2. 検証委員会のメンバーについて

○県内の各界の有識者から成る「震災対策検証委員会」を新たに設置し、検討を行った。

※本委員34人、分科会のみ委員、アドバイザー含め総勢51人

○専門的な知識が必要となるテーマ(災害医療、広域受援、耐震化、原子力)については分科会を置き、検討した。

震災対策検証委員会委員(34名)

※委員長は杉戸真太氏、副委員長は能島暢呂氏

杉戸 真太	岐阜大学 理事・副学長	野中 基彦	日本赤十字社岐阜県支部 事務局次長	川島 千秋	(社)岐阜県トラック協会 専務理事
能島 暢呂	岐阜大学 教授(地震工学、都市地震防災)	入江 真	日本放送協会岐阜放送局 放送部長	岩田 佳久	(社)岐阜県観光連盟参与
井口 哲夫	名古屋大学 教授(原子力学、核融合学)	永井 豪	(株)岐阜新聞社編集委員	服部 信夫	(社)岐阜県建設業協会 緊急防災隊本部委員長
小倉 真治	岐阜大学大学院 教授(救急・災害医学)	岡安 大助	(株)中日新聞社岐阜支社 報道部長	向井 征二	(社)岐阜県建築士事務所協会 会長
小林 博	(社)岐阜県医師会 会長	斉藤 浩昭	(福)岐阜県社会福祉協議会 地域福祉部長	岩佐 正行	岐阜県農業協同組合 中央会常務理事
松波 英一	(社)岐阜県病院協会 会長	齋藤 博之	岐阜商工会議所常務理事	松井 逸朗	(財)岐阜県身体障害者福祉協会 会長
橋本 波枝	(社)岐阜県看護協会 会長	古川 博美	(株)パロー総務部次長	石原 美智子	NPO法人岐阜県居宅介護支援 事業協議会 名誉会長
足立 尚司	岐阜市消防本部消防長 岐阜県消防長会会長	大田 良樹	西日本電信電話(株)岐阜支店 設備部長	大平 輝夫	岐阜市自主防災組織連絡協議会 会長
牧田 光宏	各務原市消防団団長 (財)岐阜県消防協会副会長	丹羽 漸	中部電力(株)岐阜支店 総務部長	田村 隆	岐阜県市長会 (羽島市副市長)
近森 久主	陸上自衛隊第35普通科連隊 第3科長	高橋 健也	東海旅客鉄道(株)東海鉄道 事業本部管理部総務課長	若山 隆史	岐阜県町村会 (垂井町副町長)
木下 裕	岐阜県警察本部警備部 警備第二課長	坂本 敦	名古屋鉄道(株)計画部 管理課長		
岩井 慶次	地域防災ネット中部 代表	岩崎洋一郎	中日本高速道路(株)名古屋支社 副支社長		

3. 東日本大震災における特徴的災害からの提言

(1) 「超」広域災害 (報告書P11~16)

- 東北地方太平洋沖地震では、広い地域で計測震度6弱から7を記録し、被害が複数県に及ぶ「超」広域災害となった。
- 甚大な被災地域があまりにも広域となり、各地域の被災状況、必要とされる支援等に関する情報が正確に把握されない状態が長く続き、交通・通信手段の機能低下もあって、直後の復旧支援活動に大きな支障が生じた。

課題

- ・県域を越えた避難
- ・避難者の把握の困難性
- ・災害の伝承の重要性

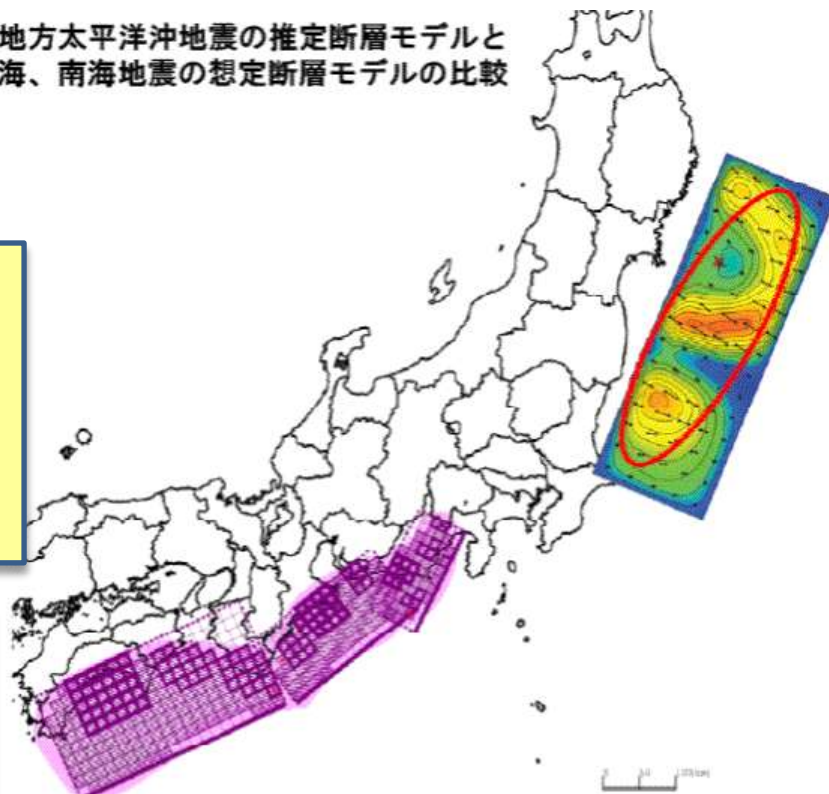
教訓とすべき事項

- ・同じメカニズムである「東海・東南海・南海連動地震」
- ・内陸型地震対策の見直し
- ・市町村域、県域を越えた広域避難の対応
- ・「超」広域災害に備えた連携
- ・「超」広域災害のイメージを共有するための被害想定調査

岐阜県への提言

- ・被害想定にとらわれない、巨大地震への備え
- ・超広域災害「東海・東南海・南海連動地震」の意識啓発
- ・県域を越えた広域避難の仕組みづくり
- ・情報収集・伝達体制の強化
- ・遠隔県同士の災害時応援協定の締結
- ・「超」広域災害に備えた、支援体制の整備
- ・地震被害想定調査の見直し

2011年東北地方太平洋沖地震の推定断層モデルと東海、東南海、南海地震の想定断層モデルの比較



岐阜大学 地震工学研究室作成

※東北地方太平洋沖地震の震源域は長さ約450km
※「東海・東南海・南海連動地震」の想定震源域は長さ約700kmに及ぶといわれている。

(2) 甚大な津波被害 (報告書P17~18)

- 今回の震災における死者・行方不明者の大半が津波被害によるものであった。
- 警察庁発表資料によると、死因の90%以上が溺死となっている。
- ※阪神・淡路大震災においては、死因の80%以上が建物倒壊によるものであった。

(参考)

岩手・宮城・福島県で検視された方の内訳

- ・溺死: 92.4%(12,143人)
- ・圧死・損傷死: 4.4%(578人)
- ・焼死: 1.1%(148人)
- ・死因不明: 2%(266人)

※警察庁公表: 4/11まで

教訓とすべき事項

- ・岐阜県で想定される津波被害の確認
- ・堤防の液状化に伴う被害

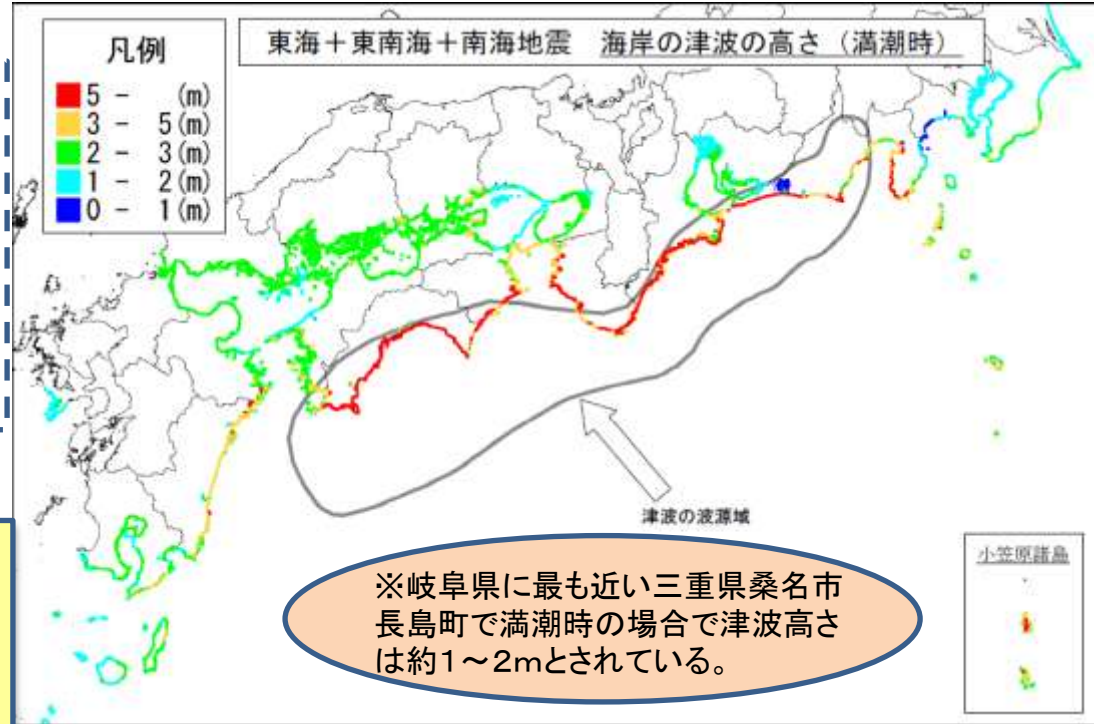
岐阜県への提言

- ・津波被害の当県への影響の再点検

※内閣府で東海・東南海・南海連動地震の津波の被害想定を実施予定

- ・堤防の液状化対策

・強い揺れが長く続く地震動が発生した場合は地盤の液状化による堤防高の大きな低下が懸念され、水害の二次被害を防ぐため、堤防の安全点検(堤防道路がある場合は速やかな規制)を早急に行う必要がある。



出典: 中央防災会議



(3) 広域に発生した「液状化現象」 (報告書P19~23)

○今回の震災では、その震源域が広域であったことから、東日本各地で液状化現象及び被害が発生した。

(参考)

- ・特に被害が甚大だったのが、千葉県浦安市。市の面積の約4分の3で液状化現象が発生し、多数の住家被害や道路被害が発生した。
- ・湾岸部のみならず、内陸部でも液状化現象が発生。埼玉県久喜市南栗橋地区では、被災宅地危険度判定調査(調査対象131宅地)で27宅地が「要注意判定」を受けるなどの住家被害が発生した。



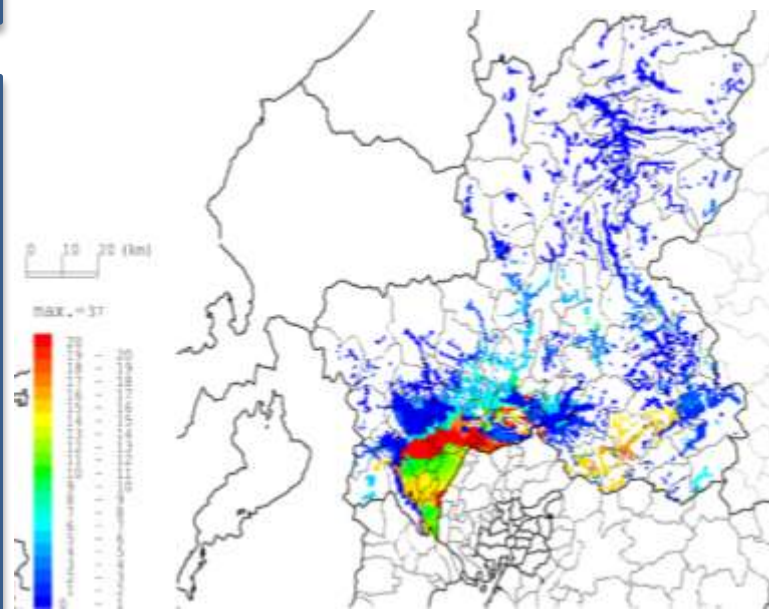
地盤液状化によるマンホールの浮き上がり
(宮城県白石市緑が丘付近)
※岐阜大学地震工学研究室提供

教訓とすべき事項

- ・液状化危険度の把握と意識啓発
※岐阜県でも液状化現象発生危険性はある
- ・ライフライン被害等二次的な被害を含んだ対策

岐阜県への提言

- ・液状化危険度に関する意識啓発
 - (1)現在ある液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経過などの把握のすすめ、一般住宅の予防的工法の周知 など
 - (2)特に、地域防災計画に液状化現象により生じる被害(ライフライン被害、住家被害、堤防被害等)について記載する。
- ・液状化危険度調査の見直し
- ・基幹交通網における耐震化の推進
- ・堤防の液状化対策



複合型東海地震による液状化危険度PL値分布
(岐阜県調査報告地震等被害想定調査(平成14年度))

(4) 原子力災害 (報告書P 24~30)

- 今回の津波により、東京電力福島第一原子力発電所では、施設への電源供給施設に障害を受け、冷却装置が作動せず、冷却水が蒸発し、格納容器内が高圧力となり、結果的に水素爆発を引き起こし、放射性物質の外部放出が発生した。
- この事態を受け、従来の防災対策を重点的に充実すべき地域(EPZ)の範囲を超えて避難指示区域(警戒区域)、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の3つの区域が設定された。

課題

- ・原子力事業所立地県以外への被害の可能性
- ・情報共有の遅れ
- ・農畜産物への影響

教訓とすべき事項

岐阜県境から100km範囲内に8つの原子力事業所が立地し、そのうち30km範囲内に4つの原子力事業所が立地しており、県境まで最短の事業所は約25kmに立地している。こうした状況から、当県でも原子力災害の影響が及ぶ可能性がある。

- ・原子力災害発生時の情報共有体制
- ・農作物の検査体制と生産・流通及び風評被害対策
- ・住民への情報伝達方法

岐阜県への提言

- ・原子力災害時における通報・連絡体制の見直し
- ・住民への情報伝達方法の検討
- ・直接的な被害が本県に及ぶことを前提とした県地域防災計画の見直し
(風向・地形等を考慮した放射性物質の拡散想定図の作成)
- ・モニタリング体制の整備・拡充
- ・緊急時における専門家による支援体制の整備
- ・農畜産物検査体制の充実及び生産・流通・風評被害への対応

原子力発電所の立地状況



4. 予防対策への提言

(5) 事業継続（行政の業務継続等）（報告書P 33～35）

○今回の災害では、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤等が失われたことにより、行政の業務継続に大きな支障を来した事例が見られた。

課題

- ・災害対策を行う市町村の機能不全
- ・個人情報（住民基本台帳、戸籍）の消失
- ・家畜飼料の確保困難

教訓とすべき事項

- ・市町村機能が不全となった場合の体制整備
- ・個人情報のバックアップ
- ・家畜業者の事業継続



岩手県陸前高田市役所の被害状況

岐阜県への提言

- ・行政における業務継続計画の策定
 - ・県における業務継続計画の早期の策定及び市町村における業務継続計画策定の促進
 - ・市町村機能が不全となった場合の支援体制整備
- ・行政機関における個人情報等のバックアップ
 - ・県及び市町村における業務継続のために重要な個人情報を含むデータの分散保存の促進
- ・民間事業者の事業継続
 - ・畜産事業者における、飼料調達に関する協定等の締結、あるいは他都道府県への提供要請の仕組みづくりの検討
 - ・民間事業者における大規模災害時に事業継続性の維持、被害拡大の抑制を目的とした事業継続計画（BCP）の作成の推進

(6) 耐震化対策 (報告書P36～43)

- 防災拠点施設や避難所について、津波や揺れにより建物・設備が損傷して一部使用不能となった。
- 沿道建物の倒壊あるいはがれきの散乱などにより通行に支障を来した。
- 宅地や道路などの公共インフラにおいて液状化現象と揺れの2つの要因による被害が発生している。
- かんがい用のダムが決壊し住戸の流失・全壊並びに人的被害が発生した他、上水道の大容量送水管の被害をはじめ多くの市町村で断水が発生した。

課題

- ・防災拠点施設、避難所の耐震化
- ・建築物の耐震化の必要性
- ・宅地や道路などの被害



教訓とすべき事項

- ・防災拠点施設、避難所のより一層の耐震化
- ・命を守る耐震化の推進
- ・緊急輸送道路の対策

岐阜県への提言

- ・防災拠点施設等の耐震化
- ・緊急輸送道路沿道の特定建築物への取組みの強化
- ・耐震化の普及啓発における内容の充実と手法の見直し
- ・耐震化に関する補助制度の見直し
 - ・木造住宅耐震補強工事費補助についての見直し
- ・「命」を守るための多様な取組みの推進
 - ・木造住宅の簡易的な補強について、活用に向けた積極的な取組み
- ・緊急輸送道路の対策
- ・農業用ダムの総点検



柱の損傷状況
(仙台市富沢駅周辺)



地滑りにより、道路に亀裂が生じ道路右側の宅地が沈下している。

(7) 防災教育・地域防災力強化 (報告書P 44～48)

- 今回の震災では、地域ぐるみで平常時から意識啓発、防災訓練、災害伝承など減災に向けた取組みを行っていた成果が生存者数という形で明確に現れた。
- 自治会への未加入者の増加に象徴されるように、(地域防災に不可欠な)近所付き合いの希薄化により、隣に誰が住んでいるか分からない状態となっている地域にあつては、地域防災力の低下が懸念される。

課題

- ・意識啓発・防災訓練・災害伝承の重要性
 - ・「津波てんでんこ」(津波被害を避けるための言葉)
 - ・「貞観地震(869年)」の言い伝え
- ・防災訓練・災害伝承を支える地域コミュニティ

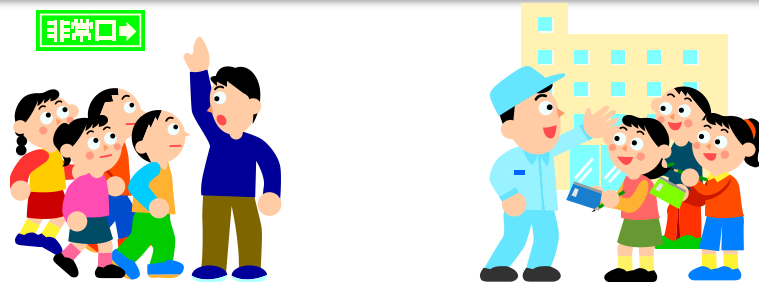
教訓とすべき事項

岐阜県においても、過去に「超」広域災害である「東海・東南海・南海」(1707年:3連動)、内陸型地震としては最大規模の「濃尾地震」(1891年)を経験している。

- ・災害教訓の伝承、意識啓発の強化
 - ・NPOや自主防災組織と連携した防災意識啓発
- ・地域防災力の強化(共助の推進)
 - ・「地域みんなで共に助け合う」実践的な行動が必要
- ・コミュニティの活性化
 - ・住民同士の救助が可能となるよう、住民間のコミュニケーションの向上が必要
- ・自宅周辺の危険度把握の研修会の実施
 - ・避難場所、避難経路、避難方法を考える研修の実施

岐阜県への提言

- ・意識啓発(災害伝承)の強化
 - ・若い世代への普及啓発
 - ・孤立集落への普及啓発
 - ・活断層位置と揺れの予測とセットで行う意識啓発
- ・学校での防災教育の推進
 - ・学校教育における積極的な防災教育の位置づけ
- ・共助に重点を置いた実践的な防災訓練の実施
 - ・近所相互の安否確認を行う訓練の実施など、日頃からの共助の行動の実践
 - ・地域の防災拠点や、危険箇所や避難ルート、避難方法などを確認する図上訓練の普及促進
- ・コミュニティの強化(共助の推進)、防災リーダーの養成
 - ・避難所運営に関し地域コミュニティが果たした役割の啓発
- ・災害図上訓練(DIG)の普及促進



(8) その他予防対策 (報告書P49~60)

- 災害時要援護者(高齢者、障がい者等)は、長期の避難所生活において負担がかかり、様々な支援活動が行われた。
- 避難所の立ち上げや運営に混乱が生じたほか、大規模な通信障害により、情報の収集や提供が困難となった。

課題

- ・災害時における要援護者の負担
- ・老人福祉施設の防災体制
- ・避難所の被害
- ・被災情報の把握の遅れ
- ・住民への情報提供ツールの被害
- ・多数の火災発生
- ・土砂災害、孤立集落の発生

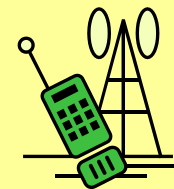


教訓とすべき事項

- ・災害時要援護者支援対策の推進・要援護者支援マップの作成
- ・老人福祉施設の防災体制の整備
- ・在宅介護者対応方針の整備
- ・介護ボランティアの受入方針の策定
- ・避難所・(一時)避難場所の指定見直し
- ・地図情報による被災状況の共有
- ・通常通信手段が停止した場合の情報伝達体制の確保
- ・住民への情報伝達手段の多重(複数)化
- ・消火活動体制の強化
- ・災害時に危険性の高い事業所の把握

岐阜県への提言

- ・災害時要援護者支援対策の促進
 - ・市町村における災害時要援護者支援対策の早期整備
- ・老人福祉施設の防災体制の整備
 - ・耐震診断の実施、福祉避難所の再確認
- ・在宅介護者対応方針の整備
- ・介護ボランティアの受入方針の策定
- ・避難所等の指定の見直し
 - ・市町村における災害ごとの避難所等指定の総点検
- ・災害対応マニュアルに基づく情報収集体制の周知徹底
- ・非常用通信の充実
 - ・衛星携帯電話の導入促進
- ・情報伝達手段の多重(複数)化
- ・地域の消火活動体制の強化
 - ・消防団への救助・救出活動等を行うために必要な機材の貸与
- ・災害時に危険性の高い事業所の把握
- ・土砂災害(二次的な被害)発生の防止
- ・孤立集落対策の推進
 - ・道路防災対策の推進
- ・亜炭鉱の廃坑への対応



5. 応急対策への提言

(9) 災害医療対策 (報告書P61~77)

- 「医療救護体制」、「医療インフラ・情報」、「発災後の要援護者支援」の3つの分野に分け、検証を行った。
- 「医療救護体制」に関しては、超広域災害にも対応可能な医療救護体制に改める必要がある事例が見られた。
- 「医療インフラ・情報」については、災害医療拠点が被災した結果、より広域の医療圏で機能を補完する事例や、医療救護を行うにあたって必要な情報の収集・提供・管理が困難な状況が発生した。
- 「発災後の要援護者支援」では、患者の受け入れ対策について、様々な支障が発生した他、避難所生活が長く続くことにより、慢性疾患患者への医療ニーズが多数発生した。

課題

- ・医療の指揮・命令系統の不備
- ・各地域の医療拠点の把握、広域医療拠点の機能維持
- ・停電、燃料不足条件下での医療活動
- ・情報発信・連絡手段の不備
- ・避難所での感染症流行



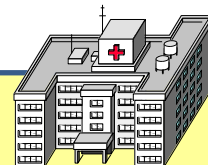
教訓とすべき事項

- ・医療の指揮・命令系統の明確化
- ・医療機関の現状把握、広域医療拠点の見直し
- ・医療ニーズを把握する非常用通信の確保
- ・避難所における健康管理対策の整備



災害医療の活動状況

岐阜県への提言



<医療救護体制>

- ・医療救護の調整機能の更なる強化
 - ・災害医療コーディネーターによる調整機能の構築
 - ・圏域別災害医療コーディネーターの配置
 - ・岐阜県災害医療コーディネーターの配置

<医療インフラ・情報>

- ・災害拠点病院の位置付けの明確化と機能維持
 - ・災害拠点病院の追加指定
 - ・医療機関に対し、災害時における医療機能調査の実施
 - ・非常用電源設備等の整備
- ・燃料、水の優先供給の整理
- ・医療ニーズを把握する非常用通信の確保
 - ・通信体制の確保
 - ・衛星携帯電話の整備

<発災後の要援護者支援>

- ・人工呼吸器装着患者の電源確保
- ・人工透析患者への対応の整理
- ・避難所等における各種健康管理対策・体制の点検・再整理

(10) 受援（支援を受ける）の仕組み（報告書P78～81）

○今回の災害は、「超」広域で被害が発生したため、発生直後から多数の救助部隊（緊急消防援助隊、警察、自衛隊）が全国から集結した。また、救助フェーズの次には直ちに避難者支援フェーズが始まり、膨大な支援物資の受け入れ、多数の災害ボランティアの受け入れを行うこととなった。

課題

- ・各救援部隊・物資のコントロール
- ・活動拠点について
- ・重機の活用について



教訓とすべき事項

- ・ご遺体及びご遺族への配慮
- ・被災地の状況把握と情報共有
- ・各救援部隊・物資のコントロール体制の整備
- ・活動拠点の整備
- ・建設業者との連携
- ・広域自治体間の応援協定



岐阜県への提言

- ・被災地の状況把握と情報共有体制の整備
 - ・市町村における状況把握体制の強化
 - ・市町村と県との情報共有体制強化
 - ・救援部隊、物資の支援調整を行う人材の育成
 - ・アマチュア無線等独自の非常用回線を有する民間企業の活用による情報収集体制の強化
 - ・非常用通信の再点検
- ・各救援部隊・物資のコントロール体制の整備
 - ・県災害対策本部における調整機能の強化
 - ・支援・受援方法の総点検
 - ・ご遺体及びご遺族に配慮した早急な検視・検案対応
 - ・広域災害に備えた検視体制の整備（検案医師の要請）
- ・活動拠点の整備
 - ・応援部隊の活動拠点候補地、物資の一時集積配分拠点及び県広域防災拠点の総点検
 - ・「岐阜県災害時広域受援計画」における各種拠点候補地の追加
 - ・広域防災拠点の指定の検討
- ・県内の多業界に及ぶ重機等の配備状況の把握（データベース化）
- ・「超」広域災害に備えた、遠隔県同士の災害時応援協定の締結



緊急消防援助隊活動拠点（福島県）

(11) 支援物資、災害ボランティアの受け入れ（報告書P82～88）

- 今回の震災は、甚大な被害を受けた地域が広く、街そのものが壊滅状態になった地域もあり、地震発生直後から大量の支援物資を必要とした。
- 被災者の生活をきめ細かく支援する災害ボランティアの活動についても広範囲にわたった。発災直後は、ボランティアの受け入れ体制が整わなかった。

課題

<支援物資の受け入れ>

- ・支援物資の滞留



<災害ボランティアの受け入れ>

- ・災害ボランティアセンターの運営
- ・ボランティア活動の支援

教訓とすべき事項

<支援物資の受け入れ>

- ・支援物資の滞留防止
- ・備蓄物資の見直し



<災害ボランティアの受け入れ>

- ・災害ボランティア活動の人材育成・ネットワーク化
- ・災害ボランティア活動の支援

岐阜県への提言

<支援物資の受け入れ>

- ・支援物資の滞留防止
 - ・物資供給を円滑にするための市町村と県との情報共有体制強化
 - ・支援物資の滞留防止について、民間のノウハウの活用
- ・備蓄物資の見直し
 - ・防災備蓄の貯蔵施設の整理
 - ・義援物資についての考え方の整理

<災害ボランティアの受け入れ>

- ・災害ボランティアセンターの円滑な運営
 - ・事務所(活動拠点)の確保
 - ・活動備品の整備・調達の仕組みづくり
- ・災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備
- ・災害ボランティア活動のネットワーク化の推進
- ・災害ボランティア活動の支援



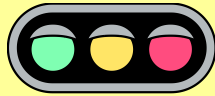
住宅の泥のかき出し作業を行うボランティア



(12)その他応急対策（報告書P89～96）

課題

- ・最大規模かつ長期の避難所生活
- ・大規模停電による信号機停止
- ・深刻な燃料不足
- ・帰宅困難者の発生
- ・観光客への対応
- ・広域火葬の対応



教訓とすべき事項

- ・迅速な避難所開設につなげる研修、意識啓発
- ・避難所における体制整備
- ・緊急時に備えた交通規制・公共交通の確保
 - ・非常用電源付信号機の増設 等
- ・燃料確保のための協定締結
- ・帰宅困難者対策
- ・広域火葬への対応
- ・し尿の広域処理



岐阜県への提言

- ・実践的な防災訓練（避難所運営）の実施
 - ・実際の避難所の活用、備蓄防災資機材の活用
- ・避難所運営の体制整備
 - ・避難所運営に関する業務マニュアルの整備促進
- ・在宅被災者対応の整理
- ・緊急時に備えた交通規制・公共交通の確保
 - ・大規模停電時における交通の混乱防止や避難・緊急交通路の確保に向けた確実な交通規制の実施 等
- ・燃料確保のための協定内容の拡充
- ・災害応急・復旧対策活動拠点の追加
- ・帰宅困難者対策の推進（鉄道事業者との連携）
- ・被災観光客対策の検討
 - ・宿泊施設等と連携した、情報収集体制の円滑化 等
- ・県域を越えた広域火葬実施のための体制づくり
- ・県域を越えたし尿の広域処理の検討



宮城県多賀城市の避難所の様子

6. 復旧対策への提言（報告書P97～101）

- 今回の震災は地震に加え、津波による超広域災害であったことから、膨大な災害廃棄物が発生し、処理の遅れは緊急車両の通行や支援物資の搬送などに支障を来した。
- 沿岸部において津波による家屋の流出が発生し、多くの住民の生活拠点が失われた。
- 甚大な被害が広範囲に及んだことから、避難生活は長期化している。

課題

- ・膨大な災害廃棄物の発生
- ・仮設住宅の建設の遅れ
- ・避難生活の長期化



教訓とすべき事項

- ・災害廃棄物の処理
- ・迅速な仮設住宅建設
- ・避難生活長期化対策
- ・被災農家に対する救済・復興対策



宮城県多賀城市の災害廃棄物集積所

岐阜県への提言

- ・災害廃棄物処理の対策
 - ・岐阜県市町村災害廃棄物広域処理計画の検証
 - ・市町村震災廃棄物処理計画策定の促進
 - ・アスベスト等注意を要する災害廃棄物の適切な処理についての注意喚起
- ・県内の災害廃棄物撤去等に活用する特殊重機等の掌握
 - ・建設重機のほか、林業関係重機など、様々な業界に及ぶ重機情報の掌握
- ・迅速な仮設住宅建設対策
 - ・被害想定に基づく建設用地の想定とシミュレーション
 - ・市町村における建設予定地の点検
- ・避難生活長期化対策
 - ・災害時保健マニュアル等、避難所生活の支援に関する諸計画の検証、見直しの実施
- ・被災農家に対する救済・復興対策
 - ・被災者支援に関する国、県、市町村等の制度を一括して提供できるよう、情報を集約し、HPで公開

7. まとめ（報告書P106）

○本委員会では、合計110項目についての提言を報告書にとりまとめた。

○今後、岐阜県の防災体制をより強化し、県民の安全・安心をより確実なものとするにあたり、特に以下の項目を重点として進められたい。

1. 「東海・東南海・南海連動地震」に対し、詳細な被害想定に基づくハード、ソフト両面での十分な防災対策を速やかに実施し、発災後のいち早い復旧のための体制を整備すること。
2. “西日本大震災”（上記地震）では、被害域が広域になることから、県域を越えた広域復旧支援体制を早期にとることが極めて重要。復旧支援体制等に関する他県との連携強化を図ること。
3. 濃尾地震を経験している岐阜県として、内陸活断層が県内に多く存在することを十分に認識し、内陸直下型地震に対しても被害を最小限に食い止める有効な防災対策を計画的に進めること。
4. 原子力事業所の事故については、放射性物質拡散のパターンを予め想定しておくとともに、関係事業者、周辺他県との連携を強化し、安全確保措置が確実にとれる体制とすること。
5. 県民一人ひとりが、防災意識を高め、減災につながることを実行することがなによりも重要である。県民の意識啓発、減災対策のための様々な県の事業を恒常的に行うこと。
また、提言は県の防災体制に関するもののみではなく、国、市町村、関係団体に関するものも多く含まれることから、県が強力なリーダーシップをとり、岐阜県内の防災体制強化について強い働きかけを行い、県全体の防災力の向上を図ること。
6. 現在国においても東海・東南海・南海連動地震、及び原子力発電所の事故対策をはじめ、様々な検証を行っている。今後とも、国の方針等を見極めるなど、さらなる岐阜県の防災体制の強化につなげるための不断の努力の継続を強く望む。